

盛岡市市税条例等の一部改正について

平成 28 年 5 月 25 日  
財 政 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割を創設するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の増額更正をしたとき（国の税務官署が所得税の減額更正をしたことに基因して、当初の賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。

イ 平成30年度から平成34年度までの各年度の個人市民税に限り、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている所得割の納税義務者が特定一般用医薬品等購入費を年間1万2,000円を超えて支払った場合において、当該特定一般用医薬品等購入費のうち1万2,000円を超える額を所得控除する医療費控除の特例措置を適用することができることとする。

(2) 法人市民税関係

ア 法人税割の税率を引き下げる。

【改正前】12.1% 【改正後】8.4%

イ 修正申告書の提出があった場合において、当該修正申告書に係る市民税について当初申告書が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出があったときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額に達するまでの部分に相当する税額に限る。）について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。

(3) 軽自動車税関係

ア 現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とする。

イ 3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を創設し、その納税義務者、課税標準等を次のとおりとする。

(7) 納税義務者 3輪以上の軽自動車の取得者とする。

(1) 課税標準 次のとおりとする。

区分	課税標準
初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車	当該3輪以上の軽自動車を通常取引の条件に従って自動車等の販売業者から取得した場合には、当該3輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額
上記以外の3輪以上の軽自動車	当該3輪以上の軽自動車は初めて車両番号の指定を受けたときにおける上記の金額に、当該指定を受けた日の属する年の1月1日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

(ウ) 税率 次のとおりとする。

区分	税率
エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上である等の条件を満たす3輪以上の軽自動車	1.0%（営業用のものにあつては、当分の間0.5%とする。）
エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上である等の条件を満たす3輪以上の軽自動車	2.0%（営業用のものにあつては、当分の間1.0%とする。）
上記以外の3輪以上の軽自動車	3.0%（自家用のものにあつては2.0%、営業用のものにあつては当分の間2.0%とする。）

(イ) 徴収方法 申告納付の方法により徴収するものとする。

(オ) 賦課徴収は、当分の間、岩手県が行うものとする。

ウ 一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割の軽減措置の適用期限を1年延長し、平成28年度中に初回車両番号指定を受けた場合の3輪以上の軽自動車に当該軽減措置を適用する。

### 3 施行期日

- (1) 2-(1) ア及び(2) イ 平成29年1月1日
- (2) 2-(2) ア及び(3) 平成29年4月1日
- (3) 2-(1) イ 平成30年1月1日